

国 水 企 第 3 4 号
令和 7 年 6 月 24 日

各都道府県知事 殿

各国土交通大臣認可 $\left\{ \begin{array}{l} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right\}$ 殿

国土交通省上下水道審議官
(公 印 省 略)

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行
(水道法関係) について (通知)

災害対策基本法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 51 号) については、令和 7 年 6 月 4 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行される。

これに伴う水道法関係の改正について、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、各都道府県にあっては、速やかに関係事項を貴管内の水道事業者及び水道用水供給事業者に周知方取り計られ、水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第一 法改正の経緯

令和 6 年能登半島地震は、石川県能登地方を中心に甚大な被害をもたらした。今般の地震への対応については、被害の甚大さに加え、様々な要因が重なり、その災害対応に困難な状況や、これまで以上の支援が必要な状況が見られた。

このため、政府においては、今般の地震における災害対応を振り返り、課題・教訓を整理し、今後の我が国の地震災害における応急対策・生活支援対策に活かしていくため、中央防災会議防災対策実行会議の下に、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を令和 6 年 5 月に立ち上げ、同年 11 月に「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について (報告書)」が取りまとめられた。

当該報告書においては、

- ・政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化
- ・災害関係法制における「福祉」の位置付けの検討
- ・広域避難者や自主避難所の避難者を含め、情報把握のあり方の検討
- ・NPO や民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備
- ・被災した水道施設の復旧における公的主体の活用

等の方向性が示された。

これらのうち、法制上の措置が必要とされた事項を中心に、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）の改正を含めて、今般の法改正に至ったものである。

第二 水道法関係の改正

1 日本下水道事業団法の特例（法第 39 条の 3）

（１）改正の趣旨

能登半島地震では、水道施設について、管路のほか、浄水場等の基幹施設が被災したことで、広範囲での断水が発生するとともに、復旧が長期化した。

今後、同様の災害により、浄水場等の基幹施設が被災した場合、これら施設の迅速な復旧のためには、技術人材の充実が重要であることを踏まえ、施設復旧に関する技術力を有する日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が水道施設の復旧を行うことができるようにすることで、更なる水道復旧の迅速化を図るものである。

（２）改正の内容

事業団は、下水道施設の建設に関する工事の技術を活用して行う業務として、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）と協定を締結し、当該水道事業者等の被災した水道施設の復旧工事を行うことができることとする。ここでいう「地方公共団体」は、都道府県及び市町村だけではなく、一部事務組合及び広域連合も含まれる。

また、都道府県又は市町村である水道事業者等が協定を締結する場合には、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）に規定する当該都道府県又は市町村の地域防災計画に公共的団体や民間の団体との連携に関する基本的な方針（以下「連携方針」という。）を定めていることが必要であるとともに、当該協定の内容は、当該連携方針に即したものでなければならない。なお、一部事務組合又は広域連合である水道事業者等が協定を締結する場合には、災対法に規定する連携方針を定めていることは要さない。

(3) 協定に記載する必要がある事項について

協定に記載する必要がある事項は以下のとおりである。

イ 協定の目的となる水道施設の名称、範囲（法第 39 条の 3 第 1 項第 1 号関係）

協定の目的となる水道施設の範囲を明らかにする観点から、図面等を添付する。

ロ 業務の内容（同項第 2 号関係）

各地域の状況等を勘案したうえで、事業団が業務を実施するための要件及び実施する業務の内容を定める。

ハ 費用負担（同項第 3 号関係）

ニ 協定の有効期間（同項第 4 号関係）

ホ 協定に違反した場合の措置（同項第 5 号関係）

例えば、協定に違反した場合、書面による通告の上、協定を解除できることなどを定める。

ヘ その他必要な事項（同項第 6 号関係）

協定に定めのない事項についての取扱については、その都度協議して定めることなどを定める。

(4) 地域防災計画に定める連携方針について

災対法第 40 条及び第 42 条の改正により、都道府県又は市町村は、地域防災計画において連携方針を定めることができる旨が明確化された。

都道府県又は市町村である水道事業者等が事業団と協定を締結する際には、協定の内容を地域防災計画に定める連携方針に即したものとしなければならない。

なお、当該連携方針は、水道施設が被災した場合における水道復旧の体制確保のための関係者との連携に関する内容を含むものとし、事業団と協定を締結することが具体的に記載されていることまでは要しない。

《地域防災計画への記載例》

- ・〇〇は、水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、災害時協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

(5) 留意事項

従前より、地震等緊急時における水道復旧については、（公益社団法人）日本水道協会及び水道事業者等による相互応援体制に基づいた対応が行われている。水道事業者等と事業団が協定に基づき水道復旧工事を行うに当たっ

でも、当該相互応援体制との連携に留意されたい。

2 災害時の給水装置の操作について（法第 40 条の 2）

（1）改正の趣旨

能登半島地震では、水道事業者の管理する水道本管の復旧工事を進めるに当たり、水の供給を受ける者の土地内にある給水装置の被害による漏水を防ぐため、水道事業者が当該土地に立ち入り、土地内の止水栓を閉止する必要があるが生じたが、避難等により居住者等が不在の場合、同意の取得が困難であるという課題があった。

今後、同様の災害により多数の住民が避難する場合等においても、水道事業者が迅速に水道本管の復旧作業に当たることができるよう、居住者等の同意を要件とせず、土地に立ち入って給水装置の操作を行うことを可能としたものである。

（2）改正の内容

水道事業者は、災害時の水道復旧のために緊急の必要があるときは、その職員に、水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置の操作を行うことができることとする。ここでの「給水装置の操作」とは、給水装置に附属する止水栓を閉止する行為をいう。

また、当該給水装置の操作に従事する職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならないものとする。

本規定については、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者に適用することができることに加えて、水道事業者の実施する災害応急対策（災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策をいい、同法第 62 条第 1 項に規定する応急措置を含む）に係る応援等を行う他の市町村長、都道府県知事、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長についても準用される。

これにより、市町村、都道府県、指定行政機関及び指定地方行政機関から派遣される応援職員についても、被災地方公共団体の住民等の土地に立ち入り、給水装置の操作を行うことができる。

（3）留意事項

本規定では、法第 17 条に規定する給水装置の検査とは異なり、居住者等の同意を必要としていないが、これは災害対応の緊急性に鑑みて、必要があると認める限度において、避難等で居住者等が不在の場合に同意なく立ち入ることができることとしたものであり、必要を超えて同意なく居住者等の土地へ立ち入ることを許容するものではないことに留意されたい。

また、応援職員が給水装置の操作を行う場合に、当該給水装置の損傷等に

ついて把握した場合は、その損傷等の状況について被災地方公共団体に共有を行うなど、情報連携に努められたい。

加えて、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者に本規定を適用する場合は、水道事業者には本規定は適用されなくなる（法第 24 条の 3 第 6 項、法第 24 条の 8 第 2 項）ことに留意されたい。このため、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を災害対応に従事させる場合は、事前に水道事業者との役割分担を明確にし、本規定がどの主体に適用されることになるかを認識しておくことが望ましい。